

# 業務指示書

## ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年9月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年9月30日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任（総括）について】**

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の社員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業普及／生計向上にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/普及/SHEP）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業技術普及または組織強化に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 野菜栽培】

- 1) 類似業務の経験：野菜栽培に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生活の質の向上】

- 1) 類似業務の経験：コミュニティ開発または農村社会に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 0.033 円, US\$1 = 121.81 円, EUR1 = 136.20 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月16日(金) 14:30 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2F 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/普及/SHEP  
野菜栽培  
生活の質の向上

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

121.00 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月28日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/普及/SHEP	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 野菜栽培	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 生活の質の向上	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

ウガンダ北部地域<sup>1</sup>では、反政府武装勢力と政府軍との交戦による内戦状態が約20年間続き、約200万人の国内避難民が生じた。2006年8月に敵対行為停止が合意され、現在北部地域の治安は改善されている。同合意後、ウガンダ政府はじめ他ドナーにより復興支援が行われているが、貧困率は60%以上と高い状態が続いており、国内の南北格差<sup>2</sup>が存在している。そのため、貧困削減のための対策が必要とされており、具体的には、紛争後に帰還した国内避難民に向けた、基本インフラを始めとする生活環境整備、地方行政能力の強化、自立のための生計手段の確保等が求められている。

JICAは、2009年に内戦の影響を最も受けたアチヨリ地域の中心に位置するグル県にフィールドオフィスを開設し、「北部ウガンダ復興支援プログラム(REAP)」(2009年-2015年)を策定し支援を開始した。同地域への国内避難民の帰還・定住を支援するため、①インフラの復旧と整備(道路、水供給施設、学校・ヘルスセンター等)、②地方行政組織及び行政官の能力強化、③住民の収入向上に注力してきた。①②については一定の成果をあげているものの、③については課題を残している状況である。

他方、ウガンダは肥沃な土壌と豊かな降水量(年間平均750~2000mm)に恵まれ、北部地域においても、地域差はあるものの農業に適した地域が存在している。また、南スーダンやコンゴ民主共和国へ抜ける交通網が存在し、農作物の輸出に有利な位置にあり、物流拠点としてのポテンシャルも高い。しかしながら、内戦の影響により農業経験・技術の蓄積が乏しく、農業生産性が低いために、地域の農作物需要を満たしておらず、その優位性を十分に活かしきれていないのが現状である。

北部地域の労働力人口の約9割が農業に従事しており、その7割以上を占めている小規模零細農家への生計向上に係る支援が、貧困削減及び国内の南北格差是正の観点からも重要となっている。

かかる状況を踏まえ、ウガンダ国政府は、我が国が支援しているSHEPアプローチ<sup>3</sup>の活用によるアチヨリ地域の小規模農家の生計向上のための技術協力を要請した。JICAは、2015年4月に詳細計画策定調査団を派遣し、ウガンダ国政府関係者と協議を行い、「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト」(以下、本プロジェクト)の枠組みを決定した。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト

<sup>1</sup> 北部地域は、アチヨリ、西ナイル、カラモジャ、ランゴの4地域から構成されている。

<sup>2</sup> ウガンダでは、「絶対的貧困(1日1ドル以下で生活する人口)」にある人口は、全国24.5%に対し、地域別では北部(60.7%)、東部(35.9%)、西部(20.5%)、中央部(16.4%)となっている。UBOS:Uganda Bureau of Statistics(2010)

<sup>3</sup> SHEPアプローチ:農家に「作って売る」から「売るために作る」への意識改革を起こし、農家自ら市場志向型農業を実践するための各種支援活動の手法や考え方をSHEPアプローチと呼んでいる。我が国は、2013年6月に行われた第5回アフリカ開発会議(TICAD V:Tokyo International Conference on African Development V)において、SHEPアプローチをアフリカ10カ国に域内展開することを公約している。JICAは2014年よりウガンダ国農業畜産水産省(MAAIF:Ministry of Agriculture, Animal Industry and Fisheries)のSHEPアプローチの活用による市場志向型農業の推進を支援している。

## (2) 上位目標

アチョリ地域において、生計向上アプローチが定着する。

本プロジェクトでは、生計向上を、所得と生活の質の向上から成るものとして整理しており、生計向上アプローチは、a) 市場志向型農業の推進およびb) 世帯レベルの生活の質の向上（ジェンダー啓発、家計管理、栄養改善）の2つのコンポーネントから成るものとしている。

## (3) プロジェクト目標

生計向上アプローチの確立を通じて、対象農家グループの生計が向上する。

## (4) 期待される成果

- 1) 展示圃場での適正技術の検証を通じ、農業普及サービス提供者ならびに農家の野菜栽培に関する知識や技術が向上する。
- 2) 市場志向型農業促進のための活動パッケージが開発され、実施される。
- 3) 生活の質の向上のための実践的なツールが開発され、実施される。
- 4) 対象地域に適した生計向上アプローチの効果的な普及方法が提案される。

## (5) 活動の概要

【成果1： 適正栽培技術検証及び農業普及サービス提供者・農家の能力強化】

- 活動 1-1 対象地域の現状調査を実施する（農家の栽培技術・社会経済状況、市場の機能やその関係者など）。
- 活動 1-2 1-1 の調査の結果を元に、展示圃場での検証項目ならびに圃場の選定基準を整理する。
- 活動 1-3 展示圃場を設置し、適正栽培技術を検証する。
- 活動 1-4 研修ならびに展示圃場での実習を通じて、農業普及サービス提供者の能力強化を実施する。
- 活動 1-5 研修ならびに展示圃場での実習を通じて、選抜された農家の能力強化を実施する。
- 活動 1-6 展示圃場での栽培結果を元に、野菜栽培技術普及のための教材を作成する。

【成果2： 市場志向型農業の推進のための活動パッケージの開発】

- 活動 2-1 政府関係者と協議の下、対象農家グループの選定基準を作成し、農家グループを選定する。
- 活動 2-2 関係者に対して市場志向型農業の啓発ワークショップを実施する。
- 活動 2-3 SHEP アプローチを基本としたウガンダの状況に即した市場志向型農業促進のための活動パッケージを計画し、必要な教材を作成する。
- 活動 2-4 農業普及サービス提供者に対し、市場志向型農業にかかる研修を実施する。
- 活動 2-5 対象農家グループに対し、市場志向型農業にかかる一連の活動を実施する（導入研修、ベースライン調査、現地研修、フォーラムの開催、市場調査等）。
- 活動 2-6 対象農家グループに対するモニタリング・フォローアップ・評価を実施する。
- 活動 2-7 現場での活動経験に基づき、市場志向型農業の活動内容やフローを継続的

に改良する。

活動 2-8 市場志向型農業実践のための環境を整備する。(農村金融へのアクセス改善、農道整備、簡易灌漑施設の有効利用など)

【成果 3 : 生活の質の向上のためのツールの開発】

活動 3-1 農家世帯レベルでの生活の質の向上(家計、栄養改善、ジェンダー)のためのツールを開発する。

活動 3-2 生活の質の向上のための研修教材を作成する。

活動 3-3 農業普及サービス提供者に対して、生活の質の向上にかかる研修を実施する。

活動 3-4 対象農家グループに対して、生活の質の向上にかかる研修を実施する。

活動 3-5 対象農家グループのモニタリング・フォローアップを実施する。

活動 3-6 現場での活動経験に基づき、生活の質の向上のための活動内容を継続的に改良する。

【成果 4 : 効果的な普及方法の整理】

活動 4-1 成果 1・2・3 を元に、対象地域に適した生計向上アプローチが取り纏められる。

活動 4-2 農業普及サービス提供者が、モデル郡内の他の農家グループへの技術普及を実施する。

活動 4-3 県政府の生産局が、モデル県内のモデル郡以外の郡に対する技術普及を実施する。

活動 4-4 農業畜産水産省が、モデル県以外の県に対する技術普及を実施する。

活動 4-5 現場での経験に基づき、中央・県・郡政府レベルでの、効果的な技術普及方法を強化する。

(6) 対象地域

アチョリ地域 7 県 :

グル、キトゥグム、パデル、アムル、ヌウオヤ、ラムオ、アカゴ  
(面積 : 約 30,000 km<sup>2</sup>、人口 : 約 150 万人)

モデル県<sup>4</sup> :

グル、キトゥグム、パデル  
(3 県合計面積 : 約 11,000 km<sup>2</sup>、人口 : 約 83 万人)

(7) 相手国実施機関等

<カウンターパート (C/P) 機関>

ウガンダ農業畜産水産省 (MAAIF) 及びアチョリ地域の県政府・生産局

<その他関係機関・組織>

- ・ 郡農業事務所所属 農業普及員
- ・ 民間資材業者、農家組合等に所属している普及員
- ・ 県政府職員 (コミュニティ開発、保健セクター職員等を想定)

<sup>4</sup> モデル県の位置付けについては 5. 実施方針及び留意事項 (2) プロジェクト全体のコンセプト参照

本プロジェクトにおいては、ウガンダ農業畜産水産省・県農業生産局・農業事務所に所属する普及技術者を郡農業普及員(i)、民間資材業者や農家組合の普及技術者を民間普及員(ii)、(i)(ii)両方を農業普及サービス提供者と定義・整理する。郡農業普及員への能力強化及び普及活動の支援を予定しているが、一部郡農業普及員が配置されていない郡が存在していることから、郡農業普及員が不在の県においては、民間普及員との連携を想定している。

また、成果3において、保健セクターやコミュニティ開発等に関係する職員との協働を促すことを想定している。

#### (8) プロジェクト期間

2015年11月～2020年10月(60ヶ月)

### 3. 業務の目的

本プロジェクトは、アチョリ地域において、生計向上アプローチに係る関係者の技術的実施能力の向上と、普及活動を通じた実施体制の提案により、小規模農家による市場志向型農業の実践及び生活の質の向上を支援し、同地域の農家の生計向上に寄与するものである。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2015年8月14日にウガンダ国農業畜産水産省と締結したR/Dに基づいて実施される「北部ウガンダ生計向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) SHEPアプローチの活用

我が国は2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)において、自給的農業から商業的農業への移行を促進するため、SHEPアプローチを推進する方針を表明した。本プロジェクトは上記方針に基づき、同アプローチが適用される協力案件である。

本プロジェクトは内戦後の復興段階にある対象地域において、自給自足的農家に対し同アプローチを応用し、生計向上の実現を目指すものである。

#### (2) プロジェクト全体のコンセプト

成果1では、野菜に係る適正栽培技術の検証及び農業普及サービス提供者の能力強化を行う。成果2では、ウガンダの状況に即したSHEPアプローチを主体とする市場志向型農業推進のための活動パッケージを、成果3では、生活の質の向上のためのツールを開発し、成果2・3から成る生計向上アプローチを確立する。そして、成果4では、普及のための方策を整理し、同アプローチの面的拡大と定着を図ることで、対象地域の農家の生計向上に資することを目指す。(参考：別添資料1)

地理的展開については、対象地域をモデル県3県(グル、キトゥグム、パデル)と

他4県（アムル、ヌウオヤ、ラムオ、アカゴ）に分け段階的に活動を行う。モデル県にモデル郡を選定し、モデル郡での適正栽培技術の検証の後、対象農家グループに対し生計向上アプローチの普及を行う。その後他4県へ活動を展開する。モデル県は、農作物の需要があり一定の取引量が見込まれること、道路状況が比較的良いことを考慮し選定した。

対象郡及び農家グループ数については以下のとおり。

第2期<sup>5</sup>は、モデル県内の農家グループ（計50グループ/1,250世帯）を対象とし、第3期は、他4県の農家グループ（計8～12グループ/200～300世帯）を対象とする。

活動期間	対象農家グループ詳細	モデル県			他4県
		ゲル	キトゥグム	パデル	
第1期	モデル郡 展示圃場での技術検証（計5か所）	2郡2か所	2郡2か所	1郡1か所	—
第2期	第1バッチ：モデル郡から各4グループを選定（計20グループ）	8グループ	8グループ	4グループ	—
	第2バッチ：				
	(a) モデル郡から他の2グループを選定（計10グループ）	4グループ	4グループ	2グループ	—
	(b) モデル郡以外の郡から各4グループを選定（計20グループ）	2郡 8グループ	2郡 8グループ	1郡 4グループ	—
第3期	第3バッチ：モデル県以外の県より各2～3グループを選定（計8～12グループ）	—	—	—	8～12 グループ
	対象郡ならびにグループ数合計	4郡 20グループ	4郡 20グループ	2郡 10グループ	8～12 グループ

### （3）適正栽培技術の検証及び農業普及サービス提供者・農家の能力強化（成果1）

対象地域では、これまで野菜栽培の普及がほとんど行われてきておらず、栽培技術に係る検証の実績やデータの蓄積がないことから、成果1では、野菜の適正栽培技術の検証を行い、展示圃場での実習を通して、農業普及サービス提供者（郡農業普及員及び民間普及員）、圃場周辺農家の能力強化を行う。

対象地域の農業事務所には試験栽培の圃場がなく、設置したとしても慢性的な人員不足により、継続して圃場を管理することは困難が予想される。そのため、本プロジェクトは、農村コミュニティ内に展示圃場を設置し、周辺農家の協力を得ながら適正栽培技術の検証を行う。本活動は1年間を想定している。

コンサルタントは、想定される適正技術の内容と検証方法、実習計画についてプロポーザルで提案すること。

### （4）市場志向型推進のための活動パッケージの開発（成果2）

成果2では、ウガンダの状況に即した SHEP アプローチを基本とする市場志向型農業の推進のための活動パッケージを開発・実施する。

ウガンダの普及体制、予算、郡農業普及員の技術レベル・状況（移動手段の有無、担当農家グループ数など）等を考慮し、本プロジェクト終了後も成果が継続されるように、実施しやすい方法・内容となるよう配慮すること。農家グループの支援は、1年目に一連の活動を実施し、2年目にモニタリング・フォローアップ・評価を行い、3年目はモニタリングを行う。

コンサルタントは、活動パッケージ（案）をプロポーザルにて提案すること。

<sup>5</sup> 期間の分け方については5.実施方針及び留意事項（17）事業のフェーズ分け参照

#### (5) 生活の質の向上のためのツールの開発（成果3）

成果3では、農家世帯で実践する生活の質の向上のためのツールの開発を行う。ツールとは、ジェンダー啓発、適切な家計管理及び栄養改善を目的とし、具体的には男女共同での家計管理及び農家経営や、栄養に関する啓発活動（農繁期の食習慣の改善など）、農家の生産活動に影響する家庭で実践できる事項を扱う。

成果2にて増加する各世帯の収入の有効活用を促すことで、成果3の生活の質の向上を達成し、それにより農家の生産活動がさらに促進される好循環が発現することを旨とする。そのため成果3に係る活動を実施する際は、成果2の活動内容と連関するように工夫し、研修実施のタイミング・内容等を考慮すること。

本活動は、成果2に係る活動と同様に、第1期に、ツールの開発、教材の作成、農業普及サービス提供者に対するTOT研修を実施し、第2期より対象農家グループへの普及活動を開始する。

コンサルタントは、現時点で想定される成果3に係る活動についてプロポーザルにて提案すること。

#### (6) 効果的な普及方法の整理（成果4）

成果4では、「生計向上アプローチ」の普及活動の実践・改善を通じ、以下の3つの段階に分けて、効果的な普及方法を整理し提案する。3つの段階とは、①モデル県モデル郡内での普及、②モデル県内での他郡への普及、③モデル県からモデル県以外の他県への普及である。また、①は郡農業普及員の所掌、②は県政府（生産局）の所掌、③はMAAIFの所掌となるため、それぞれの所掌での役割、知見の取り纏め・共有方法について整理する（参考：別添資料2）。郡農業事務所・県生産局・MAAIF間のレポーティングラインの構築、フィードバックの方法を提案し、実現のための支援を行う。コンサルタントは、ウガンダの実情に留意し、想定される普及方法と、プロジェクトでの試行内容についてプロポーザルで提案すること。

#### (7) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この主旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

柔軟なプロジェクト運営のため、コンサルタントはJICA（農村開発部、JICAウガンダ事務所）に対して密に進捗報告、情報共有を行う。総括の日本出発前および帰国後には、本部農村開発部との打ち合わせを行い、現地においては、必要に応じ少なくとも1～2ヶ月に1度JICAウガンダ事務所と打ち合わせを行う。

#### (8) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトの実施機関は、中央レベルではMAAIF、県レベルでは、県政府・生産局となる。

現在、MAAIFは普及体制の見直しに取り組んでおり、普及事業を、MAAIF・県生産局・

郡農業事務所のラインに一本化（Single Spine System）し、普及総局を省内に設置する予定である。同局は普及事業に係るガイドラインの策定等を行うため、定期的に情報共有を行い、必要に応じて連携を図ること。

また、栄養改善に係る取り組みは、MAAIF を中心に進められているが、本プロジェクトは、保健セクター関係者との現場での協働を推進していくことから、必要に応じて保健省等と情報共有を行い、連携を図ること。

#### （9）合同調整委員会の設立と活用

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、本プロジェクトにおいては合同調整委員会（Joint Coordinating Committee, JCC）を設立することとしている。JCC は R/D にて合意されたメンバーが参加し、少なくとも年1回開催されるものとする。コンサルタントは同委員会の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。

JCC は MAAIF 次官が議長を務め、ウガンダ国政府の主導で開催されるものの、コンサルタントは必要な支援を行うことが求められる。プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理及び目標の達成度確認等のため、少なくとも年1回同会合を開催する。

#### （10）本プロジェクトのモニタリング活動

本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、コンサルタント及び C/P が協働で実施する。Monitoring Sheet<sup>5</sup>を作成し、6ヶ月に一度 JICA に提出する。Monitoring Sheet には活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含むこととする。なお、Monitoring Sheet は合同調整委員会（JCC）等 C/P 機関と定期の協議に活用する基本文書とする。JCC は係る定期報告のタイミングと合わせて実施することとし、年1回は、JCC 開催に合わせて定期モニタリングを行うものとする。事業進捗に合わせ成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を行う。

#### （11）C/P のオーナーシップ醸成

##### 1) C/P のオーナーシップの育成

技術協力プロジェクトにおいては、プロジェクト終了後も成果が持続し定着するために、活動全体のプロセスにおいて、コンサルタントはウガンダ側 C/P の主体性を促す必要がある。コンサルタントは、C/P のオーナーシップの育成、意思決定や実施を促進する動機付けのためにどのような工夫やチームワーク体制が必要かプロポーザルにて提案すること。

##### 2) 普及計画策定及び C/P-fund 確保のための支援

コンサルタントは、県政府の開発計画における普及方針の策定や予算の確保等を支援する。また、本プロジェクトは、2015年度については、ウガンダ財務省より C/P-Fund の支給が予定されており、予算執行の遅延の可能性はあるものの、C/P 人件費・移動

<sup>5</sup> Monitoring Sheet 等、事業の質の向上に向けた新たな事業管理・評価の取り扱いにおいては、配布資料の専門家・コンサルタント向け説明資料「技術協力プロジェクトにおける変更（業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更）」（2014年7月30日付け）を参照。

費等に充てる予定である。コンサルタントは JICA ウガンダ事務所と共に、必要に応じて MAAIF に対し翌年度以降の C/P-Fund 確保のための支援を行う。

#### (12) 教材作成

対象地域の農民は識字率が低いことが予想される。そのため、普及教材については、読み書きができない農民でも学べるように絵や図などを使用したり、自分たちが実践することをイメージしやすいように、ウガンダの現状に即したストーリー仕立ての内容にしたり工夫する。

また、ユーザビリティを考慮し、わかりやすい説明付きの紙芝居にしたり、ラミネート加工をして耐性を高めたり、普及活動時に持ち運びのしやすいものにしたりする。

#### (13) 復興地域における社会配慮

対象地域は、内戦後の復興段階にあるため、対象農家グループの選定や、展示圃場の設置の際には、対象地域内の不公平感を助長したり、対立の火種を生じさせたりしないよう十分に配慮すると同時に、特定の社会的弱者（元少年・少女兵、寡婦グループなど）が排除されないよう配慮する。

#### (14) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、特にウガンダ及び日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めること。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。必要に応じて、ニュースレター（英）等を発行して関係者へ配布する。

また、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、JICA サイト上に設置するプロジェクトホームページ（日本語）に原稿を提供する。

#### (15) SHEP アプローチに関する調査

我が国は TICAD V においてアフリカ地域における SHEP アプローチ広域化を表明しているため、目標数値達成状況をモニタリングする必要がある。本プロジェクトにおいても、SHEP アプローチを推進する技術指導者数及び同アプローチを実践する小規模農民数を把握する必要があることから、7. 成果品等（1）報告書等で作成・提出する報告書に、裨益者数（男女別農業普及サービス提供者・農家数）を含む活動実施状況を記録し、JICA へ報告する。

また、SHEP アプローチ広域化支援に関するフォローアップ調査等が実施される可能性があるため、これら調査に関連し上記報告書を活用する可能性がある。

#### (16) SHEP アプローチ広域化支援に係る研修

JICA は各国の行政官・普及員を対象とした同アプローチ理解のための研修を本邦・ケニア共和国・南アフリカ共和国等にて実施している。本プロジェクトの C/P についても上記研修の参加が想定されることから、コンサルタントは、ウガンダ事務所及び本部農村開発部と密にやり取りを行い、研修参加者の

選定に際し助言を行う。

また、JICA はコンサルタントに対し、必要に応じて上記研修への同行、アクションプランの作成及びフォローアップ等の実施を求める可能性がある。費用については、

契約変更にて対応する。

なお、これまでに JICA が実施した SHEP アプローチに係る研修に、以下の通り実施機関関係者が参加しており、C/P として本プロジェクトへの参画を予定している。

- ・「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）」コース
  - 2014 年 MAAIF 作物マーケティング局 職員 1 名
  - 2015 年 MAAIF 作物マーケティング局 職員 1 名
  - グル県 作物局                          職員 1 名
- ・「アフリカ地域市場志向型農業振興（普及員）」コース
  - 2015 年 MAAIF 作物マーケティング局 職員 1 名

### (17) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の 3 つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第 1 期：2015 年 11 月～2017 年 3 月（17 カ月）
- ・ 第 2 期：2017 年 4 月～2019 年 5 月（26 カ月）
- ・ 第 3 期：2019 年 6 月～2020 年 10 月（17 カ月）

第 1 期は、適正栽培技術の検証、生計向上アプローチに係る研修教材・普及ガイドライン・マニュアル等の作成、農業普及サービス提供者の能力強化等、第 2 期以降の普及活動のための基盤作りを行う。第 2 期は、モデル県において生計向上アプローチに係る普及活動を実施する。第 3 期は、他 4 県への普及活動を実施し、それまでの実践に基づきウガンダの普及体制における生計向上アプローチの効果的な普及方法を提案する。

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、本フェーズ分けの期間については、活動サイクル等を考慮してコンサルタントが適切と考える期間があれば理由と共にプロポーザルで提案することが可能である。

### ・ 成果ごとの時間的展開

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
成果 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜の適正栽培技術の検証</li> <li>・ 農業普及サービス提供者の能力強化</li> <li>・ 普及教材作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及教材の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及教材の最終版の完成</li> </ul>
成果 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動パッケージの開発</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの作成</li> <li>・ TOT 研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動パッケージの改良</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの改良</li> <li>・ TOT 研修のフォローアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動パッケージの完成</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの最終版の完成</li> <li>・ TOT 研修のフォローアップ</li> </ul>
成果 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツールの開発</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの作成</li> <li>・ TOT 研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツールの改良</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの改良</li> <li>・ TOT 研修のフォローアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツールの完成</li> <li>・ 研修教材・普及ガイドラインの最終版の完成</li> <li>・ TOT 研修のフォローアップ</li> </ul>
成果 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計向上アプローチの取り組み</li> <li>・ 普及マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 バッチへの普及活動の開始</li> <li>・ 第 2 バッチ (a) への普及活動の開始</li> <li>・ 第 2 バッチ (b) への普及活動の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 バッチへの普及活動の開始</li> <li>・ 生計向上アプローチの確立</li> <li>・ 生計向上アプローチの普及方法の整理</li> <li>・ 普及マニュアルの完成</li> </ul>

## 6. 業務の内容

【第1期契約期間：2015年11月～2016年3月（17ヵ月）】

第1期は、適正栽培技術の検証、生計向上アプローチに係る研修教材・普及ガイドライン・マニュアル等の作成、農業普及サービス提供者の能力強化等を実施し、第2期以降の活動の基盤作りのための期間として位置付けるものである。

### [プロジェクト全般に係る活動]

#### (1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

#### (2) ワーク・プラン（第1期原案）及びモニタリングシートの作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）及びモニタリングシート Ver. 1に取り纏める。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P 機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、JICA の確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシート Ver. 1として取り纏め、C/P 機関と合意することとする。

#### (3) プロジェクト愛称、ロゴマーク及びリーフレットの作成

プロジェクトの愛称及びロゴマークを作成し、C/P 機関と合意の上で広報活動に活用する。本プロジェクトを広報するためのツールとして利用することを目的として、リーフレット（英文、和文）を作成する。リーフレットの仕様はA4 両面印刷1枚とし、プロジェクトの目的、内容、工程、成果等を記載するものとする。リーフレットは政府機関やドナーに配布することを想定しているが、プロジェクトの過程において必要に応じて加筆修正を行い、適宜配布するものとする。

#### (4) モニタリングシート Ver. 2-3 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/P と協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICA に提出する。

#### (5) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver. 4 の作成

第1期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver. 4として取りまとめる。

### [成果1に係る活動]

#### (6) 関連情報の収集・分析

農業関連の一般情報、現状と課題についての情報の収集と分析を行う。必要に応じてC/P 機関、研究機関、大学、NGO、他援助機関などの組織を訪問し、対象地域における農業政策、普及制度、組織体制、予算執行状況、統計情報等の他、以下ア～オの把握に必要な情報を収集及び分析する。

- ア 対象地域における農業の地域特性
- イ 農作物市場に係る政策・制度・特徴（価格・品質管理、情報伝達、流通ルート等）
- ウ 普及事業に係る制度とこれまでの実績、今後改善すべき点
- エ 郡農業普及員等に対する研修制度、これまでの実績と今後改善すべき点
- オ 農業普及事務所の活動状況等

#### （7）モデル郡の選定基準及び選定方法の合意と選定

モデル県におけるモデル郡の選定基準及び選定方法について、C/P と協議及び合意し、選定する。基本的には選定プロセスの透明性を確保し、プロジェクト活動の主旨を理解し、活動に積極的に関与することが可能な郡農業普及員が配置されている郡を選定することとする。選定基準、選定方法及び選定結果については直近のJCCにて合意を得ること。

#### （8）現状調査の実施

プロジェクトを開始するにあたって、C/P 機関関係者と対象地域の現状調査を実施する。

調査は、①対象地域の社会経済状況の把握、②農家の技術レベル及び営農状況の把握、③市場の機能及び関係者、商慣習等の把握、④農家グループの活動実態等の把握、⑤対象地域の農作物栽培状況、市況の把握、⑥旧紛争地域での活動配慮事項の把握、を主な目的として実施する。本調査は、モデル郡農家（各郡 20 件、計 100 件程度を想定）を含む、関係者へのインタビューやワークショップを想定しているが、具体的な手法についてはプロポーザル提案とし、同作業の投入量（人員・物品など）、調査の手法、調査実施時における留意点などを具体的に記載すること。本調査は現地再委託を可とする。

留意点は以下の通り。

- 1) (6) で収集した資料・情報や既存の資料を最大限活用し、本調査の項目は必要最低限とすること。
- 2) 対象範囲については、モデル県を中心とし、農家へのインタビューはモデル県にて行うこと。
- 3) 期間については、調査の実施、分析、報告書の取り纏めまでを含め 3 カ月程度とする。
- 4) 農家の現状を把握するために以下の項目をインタビュー調査に含めること。
  - ・世帯情報（人数、就農人数、収入及び収入源、農地面積）
  - ・栽培作物、作付け記録の有無、作物別販売先・販売価格・収支等
  - ・農業技術の習得、更新及び活用状況
  - ・農業生産資材（種子、農薬、肥料、農機具等の入手及び使用状況、購入価格等）
  - ・市場情報の入手状況
  - ・農家の市場へのアクセス状況及び仲買人の農家へのアクセス状況
  - ・乾期の農業状況
  - ・補助金・農村金融の利用状況

- ・借入（農村金融以外も含む）の有無及び金額
  - ・生活の質の向上（家計管理状態、食生活と栄養状態等）
  - ・その他（通学年数、識字率等）
- 5) ジェンダー分析を実施し、対象地域における男女の役割・責任分担やコミュニティ内・世帯内での意思決定のなされ方などの実態を確認する。
- 6) 対象地域の治安は改善されているが、内戦の影響による帰還民の若者グループの対立や、土地の配分に関する住民の対立問題などが報告されている。調査の際には、【3 業務実施上の条件】の「4. 配布資料/参考資料」に記載する「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNA（平和構築アセスメント）の実践」参考に、紛争予防配慮（PNA: Peacebuilding Needs and Impact Assessment）の視点を取り入れ、活動実施の際の留意事項について整理すること。

#### （9）展示圃場設置基準の作成及び決定

展示圃場は、モデル県3県のうち、グル県2郡、キトゥグム県2郡、パデル県1郡の、各郡に1か所、合計5か所を予定している。広さは1か所につき1/4～1エーカー程度とする。設置場所については、基本的に野菜栽培を行うための基本条件（土地、水源）が整っていること、アクセスの良さなどを重視し、展示圃場の選定基準を作成する。

なお、第2期第1バッチの農家グループを対象とした活動においては、展示圃場での実習に参加した農家を含む農家グループを対象グループに含むため、（16）で作成する第1バッチ農家グループの選定基準に、本項の設置基準を満たす圃場の提供を含むこととし、第1期に第1バッチ農家グループの選定を予め行い、併せて展示圃場の場所を決定する。

#### （10）展示圃場での適正栽培技術の検証計画の策定

（8）の現状調査の結果等を踏まえ、普及ニーズのある野菜の品目、技術・知識を明確にしたうえで、適正栽培技術の検証計画を策定する。計画には、対象とする野菜の品目、検証技術の内容、工程、期待される成果、必要となる生産資材リストを含むものとする。

検証品目は野菜に限定する。トマト、ナス、ピーマン、じゃがいも、キャベツ、人参、玉ねぎ、キュウリ、オクラ等の対象地域で一般的にニーズの高い野菜を対象とする。各展示圃場にて、それぞれ異なる品目を扱い、1展示圃場につき2～3品目程度、全展示圃場合わせて10～15品目を検証する。対象地域の野菜栽培の経験は乏しいことから、プロジェクトは展示圃場の巡回をこまめに行い、圃場管理に注力すること。

検証項目は、播種、施肥、病虫害防除、除草、栽培管理等に係る基本的な事項とする。適正技術については、これまで新技術へのアクセスの機会が限られていた技術吸収力の低い小規模零細農家が、物理的・金銭的に入手可能である生産資材を使用し、実践できる技術の検証を行う。なお、ジェンダー分析を踏まえ、必要に応じて女性の労働負荷軽減に資する技術検証などジェンダー視点も取り入れることとする。

適正栽培技術の検証の際に必要な生産資材（種子、肥料、農薬、水タンク、ビニールシート等）については、プロジェクト側で負担するため見積もりに含むも

のとする。

(11) 展示圃場での研修計画の策定

展示圃場での農業普及サービス提供者・展示圃場周辺の農家を対象とした研修計画を策定する。なお、研修及び実習に係る指導はプロジェクトが行う。

農業普及サービス提供者並びに周辺農家の能力強化については、1圃場当たり農業普及サービス提供者、周辺農家各々10名程度、合計約20名を対象とすることを想定している。展示圃場での集合研修は、対象地域7県の農業普及サービス提供者を対象とする。

(12) 展示圃場の設置及び野菜の適正栽培技術の検証

(17)にて、第1バッチ対象農家グループを選定した後、展示圃場を設置し、(10)にて作成した検証計画に沿い、展示圃場での適正栽培技術検証を行う。展示圃場はモデル県3県にわたり広範囲に点在する形で設置することになるため、展示圃場を巡回・管理するためのフィールドアシスタントを雇うことを認める。

(13) 農業普及サービス提供者及び周辺農家の能力強化

(11)にて作成した研修計画に沿い、農業普及サービス提供者及び周辺農家に対し展示圃場での研修及び実習を通じた野菜栽培技術の能力強化を行う。

(14) 野菜栽培普及教材の作成

展示圃場での検証結果を基に、栽培技術普及を行うための教材を作成する。

(15) 第2期以降の展示圃場の継続について

展示圃場での栽培技術検証及び農業普及サービス提供者・周辺農家への能力強化については第1期のみの実施を想定しているが、第1期の経験を踏まえ、第2期以降も継続が必要と判断される場合、コンサルタントは、設置場所、能力強化対象者、計画案について第2期契約時に提案すること。

[成果2に係る活動]

(16) 対象農家グループの選定基準の作成及び選定方法の決定

(8)の現状調査結果を踏まえ、対象農家グループの選定基準及び選定方法について、C/Pと協議及び合意する。基本的には、持続的かつ自主的な活動を担保するため、既存グループを対象に、農民グループの活動実績、活動頻度、予算規模、行政への登録状況等を調査項目とし、自らの意思でプロジェクトに参加する農家グループを選定することとする。第1バッチ農家グループについては、20グループのうち、(9)で設定した条件を満たす展示圃場用の土地を提供できる農家グループを5グループ含むものとする。

展示圃場について、土地提供者に対して地代等の支給はせず、必要な資材はプロジェクトが用意し、収穫物は土地所有者及び栽培に関わった周辺農家に属することを伝えること。周辺農家に対し負のインパクトがないことを確認したうえで土地所有者の同意を得ることとする<sup>6</sup>。なお、収穫物の配分方法については、圃場ごとに関

<sup>6</sup> 国内避難民は必ずしも紛争前に自身が所有していた土地へ帰還しているわけではないため、住民間で土地問題が

係者で初めに協議を行い合意すること。

実習に参加する農家については、展示圃場周辺の農家を対象とし、希望者が多い場合は 10 名程度を目安に選抜することとし、選抜方法を参加希望者と決定する。コミュニティの不和の原因にならないよう配慮すること。

また、特定の社会的弱者（元少年・少女兵、寡婦グループなど）が排除されないよう配慮する。コンサルタントは、農家グループ選定の際の選定基準、プロセスの透明性及び社会的弱者の参画が担保されるための仕組みをプロポーザルで提案すること。

#### (17) 市場志向型農業啓発ワークショップの実施と第 1 バッチ対象農家グループの選定

プロジェクトが取り組む市場志向型農業推進のための支援活動、普及活動における各機関の役割や連携の取り方について十分な理解の促進を図るため、C/P 及びモデル県の郡農業事務所職員を中心とする関係者に対しワークショップを実施する。

なお、ワークショップは、C/P 機関が主体となり、各機関の連携・実施体制の確認及び SHEP アプローチの主旨の理解促進を図るよう支援する。また、各関係者の役割と責任が明確に認識・共有されるよう工夫すること。

本ワークショップ時に、モデル郡設定の経緯と、第 1 バッチ対象グループ選定基準及び選定方法について説明を行い、農家グループを選定する。

#### (18) 市場志向型農業推進のための活動パッケージの開発及び研修教材及び普及ガイドラインの作成

SHEP アプローチを基本とする、ウガンダ北部対象地域の現状に即した市場志向型農業推進のための活動パッケージを開発し、研修教材及び普及ガイドラインを作成する。

SHEP アプローチの一連の活動においては、以下の 4 つのステップを意識した活動が重要であるため、活動パッケージ（案）作成時に留意すること。

活動ステップ		活動例
①	対象農家選定と目的共有	・ 導入研修
②	農家の気付きの機会創出	・ 農家参加型ベースライン調査 ・ 農業市場関係者連携促進 (Farm Business Linkage Stakeholder) フォーラムの開催 ・ 農家による市場調査
③	農家による計画策定支援	・ 農家による作物選定 ・ 農家によるアクションプラン策定
④	技術〈解決策〉の提供	・ 普及員による現地研修

また、C/P の役割分担や、各活動の相関関係、期待される意識・行動変化とそうした変化を起こす仕掛け等について、C/P が理解しやすいように工夫する。

現場での普及活動、フォローアップ・モニタリング結果を踏まえ、継続して活動パッケージの見直し、研修教材及び普及ガイドラインの改良を行う。

発生することがある。そのため、土地の所有権については、地方評議会制度 (Local Council) の行政区分での、LC5 : District (県) から LC1 : Village (村) レベルまで確認することが望ましい。

(19) 農業普及サービス提供者に対し、市場志向型農業に係る研修を実施するプロジェクトは、対象地域の郡農業普及者を対象に、(18)にて開発された活動パッケージを普及するための、TOT(Training of Trainers)研修を実施する。

#### (20) 市場志向型農業推進の環境整備に係る活動の提案

コンサルタントは第1期の活動を踏まえて、農家グループへの市場志向型農業推進のための具体的な支援活動計画(案)を第2期契約時に提案する。具体的には、農村道整備、簡易灌漑施設の有効活用、農村金融へのアクセス改善等を想定している。

農村道整備については、ケニア SHEP で有効であった土のうによる農道整備を候補の一つとして想定している。

簡易灌漑施設の有効活用については、我が国は2010年に、ウガンダ国に対し環境プログラム無償資金協力「気候変動による自然災害対処能力向上計画」の一環にて、重機による農業インフラ整備を行っており、MAAIF はその重機を使用し、ため池整備等を行っており、同スキームの活用を想定している。

農村金融アクセス改善については、関連する制度、関係機関及び活動状況の取り纏めや、関係機関とのマッチング機会の提供、ネットワークの構築等を想定しており、プロジェクトは紹介・仲介の役割を担うことを想定している。

#### [成果3に係る活動]

##### (21) 生活の質の向上のための取り組み(ジェンダー啓発・家計管理・栄養改善)に係るツールの開発

(8)の現状調査結果及び、ウガンダ政府や他ドナーとの協働を図りながら、地域のリソースや知見を有効活用し、農家世帯レベルで実践可能な生活の質の向上のための取り組み(ジェンダー啓発、家計管理及び栄養改善)に係るツールの開発を行う。

###### 1) ジェンダー啓発・家計管理

ケニア SHEP においては、農家経営という明確な目標達成のために、夫婦が協力し合って農作業や経営を行うことを奨励し、伝統的なジェンダー役割の見直しが行われ、家計に関する意思決定を夫婦共同で行ったり、家事や農作業分担を夫婦で話し合ったりするようになるなどの効果が確認された。ジェンダー啓発・家計管理の活動内容については配布資料のケニア SHEP の活動を参考にすること。

###### 2) 栄養改善

ウガンダでは、C/P 機関の MAAIF が主体となって栄養改善に係る政策を推進している。本プロジェクトにおいては、農家の栄養改善を図ることを目的に、対象地域の郡農業普及員と保健セクター関係者との協働を推進する。具体的には、保健セクター関係者による郡農業普及員の能力強化のための研修や、保健セクター関係者と郡農業普及員による農家グループを対象としたワークショップを実施し、農繁期の食習慣や乳幼児・子供への食事の改善や、栄養バランスを配慮した料理方法の紹介等を行うことを予定している。

なお、JICA は、栄養改善に係るマルチセクターでの取り組みを推進しており、本プロジェクトの活動は好事例となりうることから、プロジェクト介入前後の

栄養改善に関する成果について把握し、事業進捗報告書にて報告する。プロジェクト介入前後の、食事内容の変化、栄養改善に係る意識の変化、家庭で認識している健康状態に関する変化（繁忙期に体調を崩さなくなった、子供の下痢が少なくなった等）を調査する。対象者数については、成果を把握するのに必要最低限の数とする。質問票の項目や、モニタリング方法、実施のタイミングを活動案と合わせてプロポーザルにて提案すること。

(22) 生活の質の向上のための研修教材及び普及ガイドラインの作成

(21) で開発したツールの普及のための研修教材及び普及ガイドラインを作成する。

(23) 農業普及サービス提供者に対して、生活の質の向上に係る研修を実施する。

プロジェクトは、農業普及サービス提供者を対象に、生活の質の向上のためのツールを普及するための、TOT 研修を実施する。

[成果4に係る活動]

(24) 生計向上アプローチの取り纏め

(18)(21)(22) を基に、生計向上アプローチ(案)を取り纏め、普及マニュアルを作成する。生計向上アプローチは、対象農家グループへの普及活動、フォローアップ、モニタリング、評価を通じ、継続的に改良を行う。

【第2期契約期間：2017年6月～2019年5月(24ヵ月)】

第2期は、モデル県において、生計向上アプローチに係る普及活動を実施する期間として位置づけるものである。

[プロジェクト全般に係る活動]

(1) 業務計画書(第2期)の作成

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、コンサルタントは、業務計画書(第2期)を作成する。

(2) ワーク・プラン(第2期原案)の作成・協議

業務計画書(第2期)に基づき、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン(第2期原案)(英文)を作成し、C/Pと協議、意見交換を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) PDM及びPO指標の決定

第1期(8)現状調査結果及び第1バッチ対象農家グループのベースライン調査の結果を踏まえ、PDM及びPOの指標を協議の上、決定し、JCCで承認を得る。

(4) モニタリングシート Ver.5-8の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する

- (5) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.9 の作成  
第2期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.9 として取りまとめる。

[成果2～4に共通する活動]

- (6) 第1バッチ農家グループへの生計向上アプローチの普及活動の実践  
第1バッチ対象農家グループに対して、第1期(24)で取り纏めた生計向上アプローチの普及、モニタリング、フォローアップ活動を開始する。
- (7) 第2バッチ(a)農家グループを対象とした普及活動の実践  
第2バッチ対象農家グループ(a)に対して、生計向上アプローチの普及、モニタリング、フォローアップ活動を開始する。同時に、同郡内での技術普及について、普及員の所掌での役割、有効な知見の取り纏め・共有手法について、検討し、実践・検証する。
- (8) 第2バッチ(b)農家グループを対象とした普及活動の実践  
第2バッチ対象農家グループ(b)に対して、生計向上アプローチの普及、モニタリング、フォローアップ活動を開始する。同時に、県内における郡間での技術普及について、県生産局の所掌での役割、有効な知見の取り纏め・共有方法について、検討し、実践・検証する。

[成果1に係る活動]

- (9) 野菜栽培技術普及のための教材の改良  
(6)(7)(8)の活動を踏まえて、必要に応じて教材を改良する。

[成果2に係る活動]

- (10) 第2バッチ(b)の実施郡の選定基準・選定方法及び選定  
第1期(7)にて策定したモデル郡の選定基準・選定方法を基に、第2バッチ(b)の対象となる郡の選定基準・選定方法をC/P機関と協議及び合意し、対象となる郡を選定する。
- (11) 第2バッチ(a)(b)の農家グループの選定  
第1期(16)で設定した選定基準に基づき、第2バッチ(a)の農家グループの選定を行う。選定基準については、第1バッチの経験を踏まえ、必要に応じて見直しを行いC/P機関と協議及び合意すること。
- (12) 活動パッケージの改良  
(6)(7)(8)の活動を踏まえて、活動パッケージ、研修教材・普及ガイドラインの改良を行う。必要に応じて、農業普及サービス提供者へのTOT研修を実施する。

[成果3に係る活動]

(13) ツール、研修教材及びガイドラインの改良

(6)(7)(8)の活動を踏まえて、活動内容、ツール及び研修教材・ガイドラインの改良を行う。必要に応じて、農業普及サービス提供者へのTOT研修を実施する。

[成果4に係る活動]

(14) 県生産局・普及員の所掌における効果的な技術普及の整理

(6)(7)(8)の普及活動の実践・検証結果を踏まえ、県生産局・普及員の所掌における効果的な技術普及方法を整理し、普及ガイドライン及び普及マニュアルに反映させる。

【第3期契約期間：2019年6月～2020年10月(17ヵ月)】

第3期は、他4県において生計向上アプローチの普及活動を実施し、これまでの活動を踏まえ、同アプローチの確立及び効果的な普及方法を整理し取り纏め、提案する期間として位置づけるものである。

[プロジェクト全般に係る活動]

(1) 業務計画書(第3期)の作成

第2期の活動の結果・教訓を踏まえ、コンサルタントは、業務計画書(第3期)を作成する。

(2) ワーク・プラン(第3期原案)の作成・協議

業務計画書(第3期)に基づき、第3期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン(第3期原案)(英文)を作成し、C/Pと協議、意見交換を行い、第3期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) モニタリングシート Ver.10-11 の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する

(4) プロジェクト事業完了報告書及びモニタリングシート Ver.12 の作成

第3期契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書及びモニタリングシート Ver.12 として取りまとめる。報告書には、本プロジェクトの成果が、アチャリ地域に持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

[成果2～4に共通する活動]

(5) 第3バッチ農家グループを対象とした普及活動の実践

第3バッチ対象農家グループに対して、生計向上アプローチの普及活動、モニタリング、フォローアップ活動を開始する。同時に県から県への技術普及について、MAAIFの所掌での役割、有効な知見の取り纏め・共有方法について検討し、実践・検証する。

[成果1に係る活動]

(6) 教材の改良

(5) の活動を踏まえて、必要に応じて教材を改良する。

[成果2に係る活動]

(7) 第3バッチ農家グループの選定基準・選定方法の合意

第2期(7)(16)の郡及び農家グループ選定基準・選定方法を踏まえて、第3バッチ対象郡及び対象農家グループの選定基準・選定方法をC/P機関及び他4県政府の関係者(CAO及びDPOを想定)と協議しC/P機関と合意する。選定基準、選定方法及び選定結果については直近のJCCにて合意を得ること。

(8) 第3バッチ活動対象郡及び対象農民グループの選定

(7)に基づき、第3バッチ活動対象郡、及び対象農家グループを選定する。

(9) 活動パッケージの改良

(5)の活動を踏まえて、活動パッケージ、研修教材・普及ガイドラインの改良を行う。必要に応じて、農業普及サービス提供者へのTOT研修を実施する。

[成果3に係る活動]

(10) ツール、研修教材及びガイドラインの改良

(5)の活動を踏まえて、活動内容、ツール及び研修教材・ガイドラインの改良を行う。必要に応じて、農業普及サービス提供者へのTOT研修を実施する。

[成果4に係る活動]

(11) 県から他県における普及方法の整理

(5)の実践・検証結果を踏まえ、MAAIFの所掌における効果的な技術普及方法を整理し、普及ガイドライン及び普及マニュアルに反映させる。

(12) レポートライン・フィードバック体制の構築

第1～3バッチの普及活動の実践及び効果的な普及方法の整理(第2期(6)(7)(8)(14)、第3期(5)(11))を基に、郡・県・MAAIFのそれぞれの役割、知見の取り纏め・共有方法を整理し、レポートライン・フィードバック方法の提案を行う。

(13) 生計向上アプローチの確立

これまでの、生計向上アプローチの普及活動、モニタリング・フォローアップ・評価結果を踏まえ、同アプローチに係る教材、普及マニュアル、実施方法等を改善し、同アプローチを確立する。

(14) 生計向上アプローチに係るフォローアップ研修の実施

生計向上アプローチが、対象地域において定着するよう、(13)生計向上アプローチの確立を踏まえて、農業普及サービス提供者に対し、フォローアップ研修(5日間程度の集合研修を想定)を行う。

(15) 成果発表会の実施

C/P 機関及び関係者に対し、普及方法について提案を含む生計向上アプローチの成果発表会を実施する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシート Version1を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	Monitoring Sheet Ver.1	案件着手時(1カ月以内)	英文:10部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約3か月後	英文:10部
	リーフレット※	業務開始から約4か月後	英文:50部 和文:20部
	Monitoring Sheet Ver.2	Ver.1提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.3	Ver.2提出の6カ月後	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 (第1期) Monitoring Sheet Ver.4	契約年次終了時 直近のMonitoring Sheet I およびIIの更新	英文:10部 和文:5部 CD-R:3枚
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約1カ月以内	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.5	Ver.4提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.6	Ver.5提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.7	Ver.6提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.8	Ver.7提出の6カ月後	英文:10部
	プロジェクト事業進捗報告書 (第2期) Monitoring Sheet Ver.9	契約年次終了時 直近のMonitoring Sheet I およびIIの更新	英文:10部 和文:5部 和文要約も作成 CD-R:3枚
第3期	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:5部
	ワーク・プラン(第3期)	業務開始から約1カ月以内	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.10	Ver.9提出の6カ月後	英文:10部
	Monitoring Sheet Ver.11	Ver.10提出の6カ月後	英文:10部

プロジェクト事業完了報告書 (第3期) Monitoring Sheet Ver.12	案件終了1カ月前 直近の Monitoring Sheet I および II の更新	英文:10部 和文:5部 CD-R:6枚
---	--	----------------------------

※リーフレットについて、部数は目安であり、必要に応じ改定・印刷する。

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下の通りとし、モニタリングシートおよびプロジェクト事業進捗報告書/完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅するものとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCC の体制等を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配布資料参照のこと

ウ) プロジェクト事業進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (JCC や Monitoring Sheet の概要、評価五項目等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画 (Work Breakdown Structure, WBS 等を活用)
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- ⑦各種委員会議事録等
- ⑧モニタリングシート
- ⑨その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 現状調査報告書
- イ 野菜栽培普及教材
- ウ 市場志向型農業推進のための研修教材及び普及ガイドライン
- エ 生活の質の向上のための研修教材及び普及ガイドライン
- オ 生計向上アプローチに係る普及マニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2~3 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ 詳細活動計画 WBS (Work Breakdown Structure) (A3 版 1 枚程度)
- エ 業務フローチャート (A3 版 1 枚程度)

(4) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。また JICA が開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後 3 日以内に JICA に提出する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2015年11月～2017年3月
- (2) 第2期：2017年4月～2019年5月
- (3) 第3期：2019年6月～2020年10月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約32.0 M/M

全体 約130 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルにて提案することとする。

また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ウの業務従事者については、担当業務の特徴上、特定の団員が継続して従事し地域への理解を深め、関係者と密に関係を構築し業務に従事することが望ましいことから、特定の団員が長期間活動することを想定している。

なお、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

ア 総括／普及／SHEP（2号）

イ 野菜栽培（3号）

ウ 生活の質の向上（4号）

エ ジェンダー

オ 栄養改善

カ 営農

#### 2. 対象国の便宜供与

JICAが2015年8月14日に農業畜産水産省と締結したR/Dに基づく。

(1) カウンターパートの配置

(2) 事務所スペースの提供

（グル県に事務所を設置。キトゥグム県、パデル県においては、事務所スペースの一部が提供される。）

#### 3. 配布資料／参考資料

(1) 配布資料

- ・北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）…①

- ・ SHEP アプローチ関連資料
  - 市場志向型アプローチにおける適正技術の導入に関する考察…②  
(JICA 相川次郎国際協力専門員)
  - ケニア共和国小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業に係る情報収集・確認調査報告書…③  
(2014年12月(独)JICA (有)アイエムジー)
  - 地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクトにかかる広域支援のため補足調査…④  
(2015年3月(独)JICA (有)アイエムジー)
  - SHEP アプローチガイドライン…⑤  
(ケニア SHEPUP 作成、英文 Main のみ)
- ・ 技術協力プロジェクトにおける変更(本紙…⑥)(様式…⑦)
- (2) 公開資料
- ・ 紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック - PNA(平和構築アセスメント)の実践  
[http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA\\_01\\_201408.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA_01_201408.pdf)
- ・ 北部復興支援プログラム関連資料【参考資料】
  - ウガンダ共和国 北部地域復興支援協力準備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000248503.html>
  - ウガンダ共和国 北部地域復興支援第2次協力準備調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249626.html>
  - ウガンダ共和国 北部復興支援プログラム中間レビュー報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018946.html>

#### 4. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は本見積もりに含めること。なお、本業務に関して JICA が車両 2 台(ピックアップトラック、4WD)を調達する予定である。この車両 2 台の運転手傭上費(通年を想定)、燃料代、保険代、定期メンテナンス代を本見積もりに計上すること。また、現地における諸手続きの遅れによるプロジェクト車両の運用開始時期の遅れに対応するため、契約締結後 3 カ月の車両の傭上(レンタカー代)も本見積として計上すること。

#### 5. コンサルタントに現地での購入・輸送業務を委託する供与機材

プロジェクトが生計向上アプローチの普及活動を行う際に、対象農家グループを管轄する郡農業普及員に対し、巡回のための自動二輪を必要に応じて供与する。1 台 30 万円、15 台の供与を想定し見積に含めること。

#### 6. 現地再委託

本業務では、6. 業務の内容【第 1 期契約期間】(8) 現状調査に関し、コンサルタントが現地再委託を行うことを認める。現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

#### 7. 安全管理

現地活動期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、適宜 JICA ウガンダ事務所において情報収集を行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と適宜連絡をとるよう留意する。

#### 8. 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

#### 9. その他留意事項

##### 複数年度契約

本業務においては、第 1 期～第 3 期の各契約において、年度を跨る契約 (複数年度契約) を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

# 北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト 概念図

## 生計向上アプローチ

### 成果3: 生活の質の向上

・農業生産に  
関係する農家の  
生活技術の強化

ジェンダー  
啓発

家計管理

栄養改善

### 成果2：市場志向型農業の推進

- ・ SHEPアプローチを主体とする  
ウガンダ版活動パッケージの開発
- ・ 4つの活動ステップを重視した  
農家グループ・普及員への能力強化
  - ①対象農家選定と目的共有
  - ②農家の気付きの機会創出
  - ③農家による計画策定支援
  - ④技術〈解決策〉の提供
- ・ 環境整備  
農村道整備、簡易灌漑施設の有効利用  
農村金融へのアクセス改善等

成果1：野菜適正栽培技術の検証  
農業普及サービス提供者の技術向上

### 成果4：普及方法の提案

- ・ 普及方法の整理
  - ①郡内での普及
  - ②郡から郡への県内での普及
  - ③県から県への普及
- 所掌での役割、知見の取り纏め、  
共有方法の整理
- レポーティング・フィードバック  
体制の強化

成果2を支える土台  
市場志向型農業推進  
の前提条件

プロジェクト目標：  
生計向上アプローチ  
の確立を通じて、  
対象農家グループの  
生計が向上する。

上位目標：  
アチョリ地域において、  
生計向上アプローチが  
定着する。

農業畜産水産省の所掌

農業畜産水産省  
PS-Project Director

作物生産マーケティング局  
Director-Project Manager  
SHEP team Staff- Project Coordinator

普及方針の策定  
予算の確保

県生産局の所掌

モデル3県  
District Coordinator

普及方針の策定  
予算の確保

第3期：第3バッチ  
モデル県→他県への普及  
対象：8~12グループ

他4県

普及員の所掌

モデル郡  
An Extension Officer

第2期：第2バッチ (b)  
モデル郡→他郡への普及  
対象：20グループ  
(5郡×4グループ)

郡  
An Extension Officer

郡  
An Extension Officer

第1期：  
展示園場での  
技術検証  
5郡5カ所

展示園場

第2期：第1バッチ  
モデル郡での普及  
対象20グループ  
(5郡×4グループ)

第2期：第2バッチ (a)  
モデル郡内での普及  
対象10グループ  
(5郡×2グループ)

郡  
An Extension Officer

郡  
An Extension Officer

郡  
An Extension Officer

## 普及方法の整理(案)

- ・普及員、県生産局、農業畜産水産省の各段階での普及方法の整理 (各所掌での役割、有効な知見の取り纏め・共有方法)
- ・レポート・フィードバック体制の明確化

知見の取り纏め

知見の共有

農家グループ ○

Counter Parts

【参考：別添資料2】